

令和2年第6回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和2年6月10日(水) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第51号会議室

出席委員 14人

古城 義郎(会長)
内田 浩明(副会長)
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
齊藤 健
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 原 英寿

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権設定）

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画について

議案第35号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

報告第15号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について

報告第16号 取り下げについて

報告第17号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について

その他

議長（会長） それではただ今より令和2年第6回の総会を開催いたします。
本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題5件、報告3件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明） 議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

1件です

受付番号1

（譲渡人） 荒尾市川登の個人と親

（譲受人） 荒尾市川登の個人

（土地の所在地） 川登の畑、面積1,044㎡外7筆、 合計4,344.05㎡

（譲渡理由） 生前贈与

（譲受理由） 生前贈与

現地の状況ですが、申請農地は耕作されている農地と何も耕作されていない農地に分かれていました。これを機に耕作されるということでした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、一部荒れています所がありましたが、申請人は、現在農業をされている方なので、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第32号農地法第3条の規定による農地等の地役権設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の地役権設定についてです。

1件です。

受付番号1

(地役権設定者) 大牟田市鳥塚町の個人

(地役権者) 荒尾市水野の個人

(土地の所在地) 水野の田、面積 354 m² (内地役権設定・排水管部分 5.72 m²)

(貸出理由) その他

(借受理由) その他

宅地と農地(隣接)があり、その農地の下に排水管が設置されている。以前は宅地・農地共、同一所有者であったが、諸事情により別々の所有者となった。そのため排水管については、地役権を設定し今後問題がないようにしたいとの事。

現地の状況ですが、何も耕作されていない少し荒れている状態の農地でした。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の地役権設定については以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、担当委員は説明をお願いします。

委員 地役権設定者が、4月頃引っ越されてこられて、このような話となっています。問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第33号

農地法第5条の規定による賃貸借権設定について、事務局から説明をお願いします。

受付番号1

この件に関しては、本日申請の取り下げの申し出がなされました。

申請地（用途地域内）に事務所建設の予定でしたが、第二種低層住居専用地域（用途地域内の建築物の用途制限有）で、店舗や事業所等が建設できない箇所である事が判明したため、申請取り下げとなりました。

議長 この件に関しては、申請が取り下げられましたので審議しません。次に移りたいと思います。

受付番号2

（譲渡人）荒尾市下井手の個人

（譲受人）熊本市北区池田三丁目の法人

（土地の所在地）下井手の畑、面積 665 m²

（転用理由）太陽光発電設備 第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されてない保全管理した農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議長 ありがとうございます。それでは、担当委員は説明をお願いします。

委員 農地所有者が高齢で、今後耕作する予定はないとの事でした。申請地周辺は宅地であります。太陽光発電設備を設置することに対して周辺の方に了解をとっており、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第34号農地経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和2年6月15日の公告予定です。今回は4回目の利用権設定となっております。

別紙をご覧ください。今回の設定面積ですが、利用権設定の再設定10年の田で12,542㎡、畑で3,173㎡、樹園地で19,404㎡、利用権設定の再設定5年の田で12,383㎡、畑で9,407㎡、利用権設定の再設定3年の田で1,460㎡利用権設定の合計が58,369㎡、所有権移転は1件(田1,336㎡・畑929㎡・樹園地3,497㎡)です。

第1回からの累計は、182,289㎡となっております。

1 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市川登の個人

(貸し手) 荒尾市川登の個人

(利用権を設定する土地)は、川登の畑、面積1,000㎡です。利用目的は梨で、期間は令和2年7月1日から令和12年6月30日までの10年間、借料は10aあたり60,000円です。

2 件目

利用権再設定

(借り手) 福岡市八女郡広川町の個人

(貸し手) 荒尾市上平山の個人

(利用権を設定する土地)は、上平山の樹園地(4筆)、合計面積15,525㎡です。利用目的はみかんで、期間は令和2年7月1日から令和12年6月30日までの10年間、借料は1筆あたり14,000円です。

3 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地)は、牛水の畑、面積1,642㎡です。利用目的は野菜で、期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間、借料は1筆あたり16,400円です。

4 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 福岡県筑紫野市光が丘の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の畑、面積 1,557 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 1 筆あたり 15,500 円です。

5 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の畑、面積 1,047 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 1 筆あたり 7,800 円です。

6 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の畑、面積 1,537 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 1 筆あたり 15,300 円です。

7 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の畑、面積 593 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 1 筆あたり 5,900 円です。

8 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の畑、面積 875 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間、借料は1筆あたり 8,700 円です。

9 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の畑、面積 596 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間、借料は1筆あたり 5,900 円です。

10 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 大牟田市八本町の個人

(利用権を設定する土地) は、高浜の畑、面積 1,560 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間、借料は1筆あたり 15,600 円です。

11 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市平山の個人

(貸し手) 荒尾市の平山個人

(利用権を設定する土地) 平山の田 (3筆)、合計面積 2,144 m²です。利用目的は野菜の耕作で、期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間、借料は10aあたり 7,000 円です。

12 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市平山の個人

(貸し手) 荒尾市平山の個人

(利用権を設定する土地) は、平山の田、面積 1,761 m²です。利用目的は野菜で、期間は令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間、借料は10aあたり 7,000 円です。

13 件目

利用権再設定

(借り手) 玉名郡長洲町の個人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の田、面積 1,410 m²です。利用目的は麦で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

14 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市牛水の個人

(貸し手) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) は、牛水の田、面積 1,017 m²です。利用目的は米で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

15 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市上井手の個人

(貸し手) 荒尾市本井手の個人

(利用権を設定する土地) は、本井手の田(3 筆)、合計面積 2,609 m²です。利用目的は水稲で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

16 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市上井手の個人

(貸し手) 荒尾市本井手の個人

(利用権を設定する土地) は、本井手の田、面積 1,460 m²です。利用目的は水稲で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 3 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

17 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市平山の個人

(貸し手) 荒尾市上井手の個人

(利用権を設定する土地) は、上井手の田、面積 873 m²です。利用目的は米で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

18 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市平山の個人

(貸し手) 荒尾市下井手の個人

(利用権を設定する土地) は、下井手の田、面積 1,290 m²です。利用目的は米で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

19 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市平山の個人

(貸し手) 荒尾市上井手の個人

(利用権を設定する土地) は、上井手の田、面積 1,279 m²です。利用目的は米で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

20 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 玉名市中の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の畑と田、面積 679 m²、442 m²です。利用目的は水稲で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

21 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市菰屋の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の田 (7 筆)、合計面積 4,867 m²です。利用目的は米で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

22 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市菰屋の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の田 (3 筆)、合計面積 2,838 m²です。利用目的は米で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

23 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 東京都江東区の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の田 (4 筆)、合計面積 2,671 m²、菰屋の樹園地、面積 3,879 m²です。利用目的は水稲と梨で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

24 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 熊本市東区東京塚町の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の田、面積 1,572 m²です。利用目的は米で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間、借料は 10 a あたり 60 kg です。

25 件目

利用権再設定

(借り手) 荒尾市菰屋の法人

(貸し手) 荒尾市菰屋の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の田(2 筆)、合計面積 594 m²、菰屋の畑(5 筆)、合計面積 1,052 m²、菰屋の樹園地(5 筆)、合計面積 12,028 m²です。利用目的は米・梨・果樹等で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間、使用貸借です。

26 件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市牛水の個人

(譲渡人) 荒尾市水野の個人

(所有権移転する土地) は、牛水の畑、面積 929 m²、高浜の田(1筆)、畑 (2筆) です。利用目的は、野菜・水稻・梨で、所有権移転の時期は、令和2年7月1日です。

議案第34号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画を終了したいと思います。続きまして議案第35号 農業委員会事務実施状況等の公表について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第35号 農業委員会事務実施状況等の公表についてです。

議案として、毎年「農業委員会事務の実施状況等の公表」ということで、目標及び達成に向けた活動計画を作成しています。農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表し、農林水産省が取りまとめ公表することと平成28年からなっています。

今年度も県及び熊本県農業会議に提出して、市のホームページにて公表するものです。内容につきましては、令和2年度の目標及び活動計画とし、「農業委員会の状況」、次のページが「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、次のページが「遊休農地に関する措置」などを掲載しております。

また、次のページから令和元年度においても、目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を行っております。

農業委員会事務実施状況等の公表については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第35号を終了したいと思います。続きまして、報告事項を事務局より一括でお願いします。

(事務局説明)

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第16号 取り下げについて

報告第17号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局：以下の事務連絡を行う。

農地意向カードについて

農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事項について

委員活動記録簿の提出について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 それでは、これをもちまして令和2年第6回総会を終わります。